

# 特定商取引法 訪問販売編

## 解答

〔設問 1〕 販売目的等明示

正答：③

法：第 3 条

訪問販売をしようとするときは、勧誘に先立って、相手方に対して、販売業者又は役務提供者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければなりません。①は、販売業者の名称、勧誘目的及び商品について明らかにしていません。②は、販売業者の名称を明らかにしていません。

〔設問2〕 不実告知

正答：②

法：第6条第1項

特商法では、商品の効能・効果や販売価格など、契約をする上で重要な情報について虚偽の説明をして勧誘することを禁止しています。②は、有機野菜の効能について虚偽の説明を行っています。

〔設問3〕 不実告知

正答：③

法：第6条第1項第2号 第6号及び第7号

訪問販売の契約締結について勧誘する際に、商品・権利の価格又は役務の対価（2号）、顧客が契約の締結を必要とする事情に関する事項（6号）及び当該契約に関する事項であって、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（7号）等について、事実と異なることを告げることは禁止されています。勧誘者は、事実と異なることを告げている主観的認識がなくても、客観的に事実と異なっていることを告げてはならないとされています。③は、〇崎自身には事実と異なるという主観的な認識がなくても、客観的な事実と反している内容を告げることは禁止されています。

〔設問4〕 迷惑勧誘

正答：③

法：第7条第4項 省令：第7条第1号

迷惑勧誘とは、客観的に見て消費者が迷惑を覚えるような方法のことを指しています。消費者が、実際に迷惑と覚えることは必要ではありません。正当な理由なく、午後9時から午前8時までの間といった不適當な時間帯に勧誘することは、迷惑勧誘となります。今回の設問例で、消費者が拒否をしなかったとしても、午後10時からの勧誘は客観的に見て正当な理由がない限り迷惑勧誘となります。他に、長時間にわたる勧誘行為、断られても執拗に何度も勧誘する行為なども、迷惑勧誘となります。

〔設問5〕 迷惑勧誘

正答：②

法：第7条 省令：第7条第1号

特商法は、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘することを禁止しています。「迷惑を覚えさせるような仕方」とは、客観的にみて相手方に迷惑を覚えさせるような勧誘であり、深夜や早朝の勧誘、長時間の勧誘、執拗な勧誘などが該当します。②は断っている消費者に対して長時間の勧誘を行っているため、迷惑勧誘に該当します。

〔設問6〕 契約書面

正答：①

法：第5条第2項 省令：第4条

契約書面には、商品について、商品の種類、商品名、商品の商標又は製造者名（商品名と同一でない場合）、型式がある場合は当該型式を記載しなければいけません。

〔設問7〕 契約書面

正答：③

法：第5条第1項 省令：第3条

契約書面には、代金支払方法について、持参・集金・振込み・現金・クレジット等の別で、さらに分割して代金を受領する場合には各回ごとの受領金額、受領回数等を記載しなければいけません。

〔設問8〕 クーリング・オフ

正答：②

法：第9条第8項

法で定めるクーリング・オフ規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効となります。つまり、クーリング・オフを特約によって、あらかじめ放棄することは認められていません。

〔設問9〕 クーリング・オフ

正答：③

法：第9条第5項

クーリング・オフ期間内であれば、金銭を受領している場合は、速やかに返金しなければいけません。

また、既に引き渡された商品が申込者・契約者に使用されたときにおいても、販売業者は、その商品の使用により得られた利益に相当する金銭は請求できません。

〔設問10〕 クーリング・オフ

正答：①

法：第9条第4項

申し込みの撤回等があった場合において、売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転がすでにされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担となります。

〔設問 1 1〕 クーリング・オフ

正答：③

法：第 9 条第 1 項

クーリング・オフ妨害をするために、事業者が違法行為（本問題では、不実告知）を行い、消費者が誤認してクーリング・オフをしなかった場合には、8 日を経過した場合であっても、クーリング・オフできます。ただし、事業者が、クーリング・オフできる旨記載した書面を改めて交付し、それから 8 日を経過するとクーリング・オフはできなくなります。

〔設問 1 2〕 アポイントメントセールス等

正答：②

法：第 2 条第 1 項第 2 号

特商法では、「他の者に比して著しく有利な条件で」契約できることを告げてお店などへの来訪を要請した場合、「訪問販売」に該当します。②では、誰にでも 7 割引きで美顔器を売っているわけではなく、特定の人だけに著しく有利な条件で美顔器を売ると言って来訪を要請しています。

〔設問13〕 キャッチセールス

正答：③

法：第2条第1項第2号 政令：第1条

路上などで特定の人を呼び止めてお店などに同行させる、いわゆる「キャッチセールス」は、特商法の「訪問販売」に該当します。①は店舗から呼びかけており、路上などで人を呼び止めているわけではありません。②は不特定多数に呼びかけているだけで、特定の人を呼び止めてお店まで同行させているわけではありません。

〔設問 14〕 キャッチセールス

正答：①

法：第7条第4号 省令：第7条第6号

キャッチセールス自体は違法な勧誘ではありません。ただし、キャッチセールスを行う際に、道行く人の進路に立ちふさがったり、道行く人につきまとう行為は禁止行為として規制されています。

〔設問 15〕 適用除外

正答：②

法：第 26 条第 5 項 政令：第 8 条

酒屋、八百屋、クリーニング店などが行う、いわゆる「ご用聞き」の取引形態は、法第 4 条から第 10 条までは適用除外になるので、書面を交付しなくても良いこととなっています。

なお、3,000 円以下の商品を渡し、現金で代金全額を受け取る場合に適用除外となるのは、クーリング・オフの規定だけです。ただし、交付する契約書面には、クーリング・オフができないことを記載しなければいけません。

また、商品を購入したいという意思をあらかじめ有し、その住居において契約の申し込み又は締結を行いたい旨の明確な意思表示があった場合には、法第 4 条から第 10 条までは適用除外になります。